

羽曳野市立峰塚中学校いじめ防止基本方針

平成30年4月改訂

I いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。いじめはどの学年・学級でも起こりうるものである。いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立脚し、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「羽曳野市立峰塚中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

II 基本的な対応

生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業に努め、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己効力感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳や総合的な学習の時間に命の大切さについての指導を行う。また「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持てるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させ自覚させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①個人面談週間

学期に一度、いじめの有無を含めた個人アンケートを実施し、それに基づいて担任が生徒一人ひとりと面談を行う。

②学校・学級通信による生徒、保護者への啓発活動

いじめの防止に向けて、学校通信に啓発記事を掲載し、生徒、保護者に対して意識の向上を図る。

③生徒会活動

生徒会活動の一環として、生徒の活動としてのいじめ防止啓発活動を進め、生徒個々がいじめに対する正しい批判意識を持てるようにはたらきかける。

④環境美化

美しい環境が穏やかな心を育むことをふまえ、校内の環境美化に努める。

羽曳野市立峰塚中学校 いじめ防止年間計画					
		1 年	2 年	3 年	
1 学 期	4 月	・仲間づくり① “互いを知りいじめのない仲間” ・障がい者理解	・仲間づくり① “仲間を支え協力できる集団”	・仲間づくり① “認め合い支えあえる集団”	・第1回いじめ不登校委員会 (基本方針、年間計画等確認) ・生徒・保護者への相談窓口周知
	5 月	◇個人アンケート① ◇面談週間①	◇個人アンケート① ◇面談週間①	◇個人アンケート① ◇面談週間①	・第2回いじめ不登校委員会 (アンケート分析、進捗確認)
	6 月	■校外学習	■職場体験学習 ・平和学習	■修学旅行	
	7 月	1学期の振り返り ◇期末懇談	1学期の振り返り ◇期末懇談	1学期の振り返り ◇期末懇談	・第3回いじめ不登校委員会 (状況報告と取り組み検証)
	8 月				・校内研修 ・校区幼小中合同研修
2 学 期	9 月	・仲間づくり② いじめ防止、人間関係づくり ■体育大会	・仲間づくり② いじめ防止、人間関係づくり、LGBT ■体育大会	・進路学習① ■体育大会	
	10 月	■歌声の会 ◇個人アンケート② ◇面談週間②	・多文化共生 ◇個人アンケート② ◇面談週間②	・仲間づくり② ◇個人アンケート② ◇面談週間②	・第4回いじめ不登校委員会 (アンケート分析、進捗確認)
	11 月	・国際理解、多文化共生	■歌声の会 ・仲間づくり③	◇進路懇談 ・障がい者理解・性教育 “共生社会の実現”	・校内授業研修
	12 月	2学期の振り返り ◇期末懇談 ・地域学習	2学期の振り返り ◇期末懇談	2学期の振り返り ◇期末懇談 ・思春期講演会	・第5回いじめ不登校委員会 (状況報告と取り組み検証)
3 学 期	1 月	・仲間づくり③	・仲間づくり④ ■スキー合宿	・進路学習②	
	2 月	◇個人アンケート③ ◇面談週間③ ・進路学習	◇個人アンケート③ ◇面談週間③ ・震災学習 ・進路学習	■歌声の会 ◇個人アンケート③	・第6回いじめ不登校委員会 (アンケート分析、取り組み検証、次年度年間計画) ・取り組み評価アンケート実施
	3 月	◇一年間の振り返り	◇一年間の振り返り	◇三年間の振り返り	

《通年》 おはようエブリでい（＝正門、裏門での登校時の観察），授業間の校内巡視

(2) 生徒一人ひとりの自己効力感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①教師の授業力向上

わかる授業を目指し、授業改善の取り組みと授業力向上に努める。

②一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」
という立場に立ち、教育活動を推進する。

ア さまざまな学習機会に班活動を生かした展開を推進する。

イ 生徒の自発的な活動を支える生徒会・委員会活動の充実を図る。

ウ 生徒が主体的に取り組める行事をはじめとした特別活動においてどの生徒にも輝ける場面を設定していく。

③人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

あらゆる学校生活場面でソーシャルスキルトレーニングを意識的に行い、自分と他人では思いや考えが違ふことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育んでいく。

④安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

⑤人とつながる喜びを味わう体験活動

仲間と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間等における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) いじめの早期発見・早期解決のために、様々な手段を講じる。

①いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 全ての職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

イ おかしいと感じた生徒がいる場合には学年集団や生徒指導部会等の場において気付いたことを共有し、より多くの職員で当該生徒を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、職員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 「個人アンケート」を年 3 回行い、その後「担任と生徒の二者面談」を行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめの防止や早期発見に努める。

オ 年 1 回の「学校生活アンケート」により、学校全体の生徒の意識状況を把握しその後の人間関係づくりの教育活動の推進に役立てる。

カ 生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーなどの相談窓口を周知する。

②いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対

応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、保護者の考えを組み入れて指導する。いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたり、保護者に対しても指導・支援を行う。
- ウ 傍観者の立場にいる生徒らにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

(4) 学校と家庭が協力して、継続指導にあたる。

いじめ問題が起きたときには家庭との連携を一層密にし、保護者への支援を念頭に入れながら、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。また家庭も含めた継続指導・支援を行う。

(5) 教職員と専門家等が連携したチーム対応をする。

- ①学校や家庭にはなかなか話することができないような状況であれば、「悩みの電話相談」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ②教育委員会、SC、SSW、など専門家と連携する。

Ⅲ 緊急・重篤な事案への対応

(1) 警察等関係機関との連携

①警察との連携

事実確認した上で、いじめ行為の中に、暴行、恐喝など犯罪が認められた際には、警察に相談する。いじめられた生徒や保護者が被害届を提出した際には、全職員による見守り体制を整え、被害の生徒の心身の安心と安全を確保する。

②福祉機関との連携

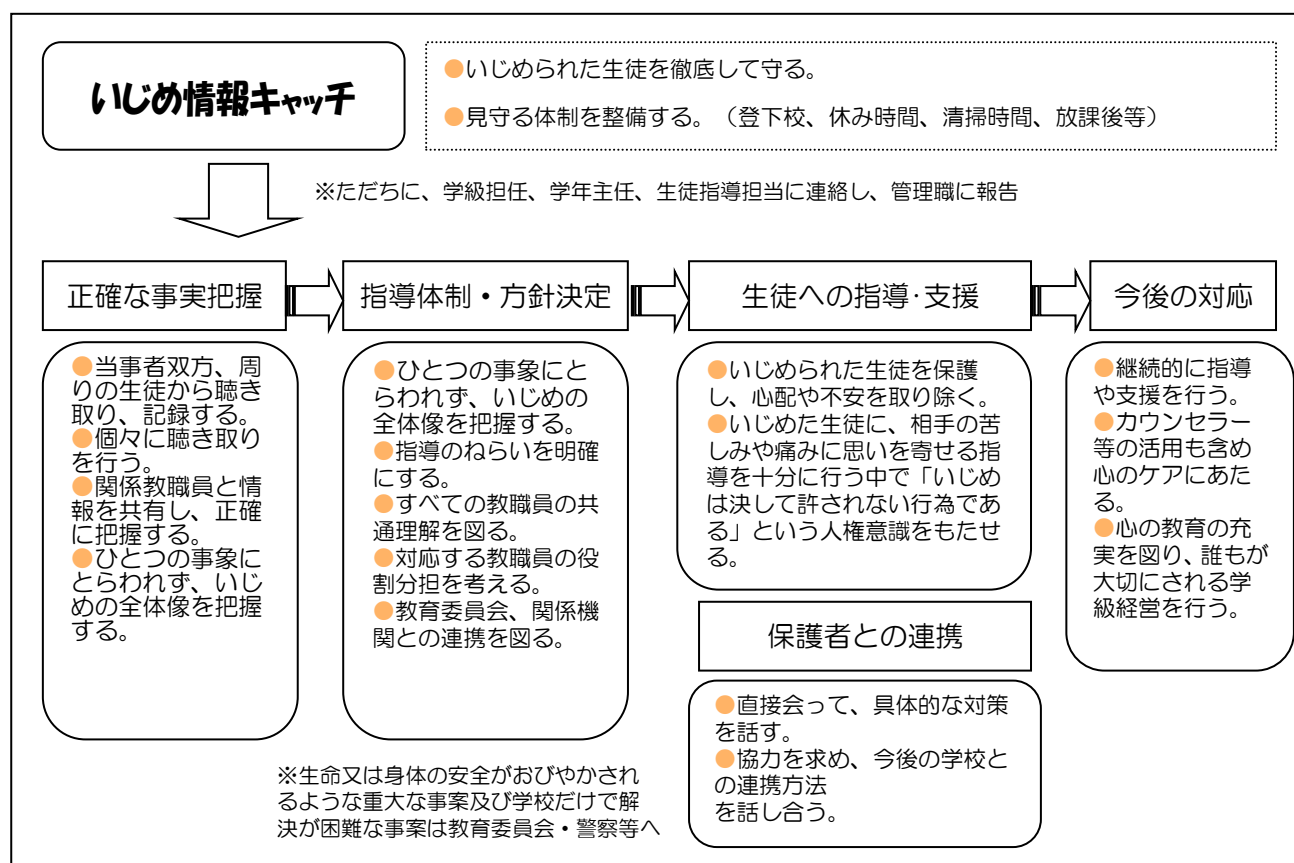
- ア いじめられた生徒が不登校となったり、精神的に不安定な様子が見られたりする場合は、被害の生徒やその保護者の了解を得た上で、医療機関や富田林子ども家庭センター、羽曳野市子育て支援課等に援助を行うことを検討する。
- イ いじめた生徒の保護者が、自分の子どもの行為への責任や関心を示さず関わろうとしない場合や、いじめた生徒への聞き取りから、過去に保護者等から虐待を受けていたことが加害行為に影響を与えていると考えられる場合、羽曳野市子育て支援課に連絡し、富田林子ども家庭センターと連携して当該の生徒や保護者への指導・支援を行う。

(2) 出席停止の措置の適用

いじめた生徒に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の生徒の安全や教育を受ける権利を保障できない可能性のある場合は、自宅学習もしくは出席停止の措置も検討する。

(3) 生命又は身体のおびやかされるような重大な事案が発生した場合

速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。



IV 「インターネット上のいじめ」への対応

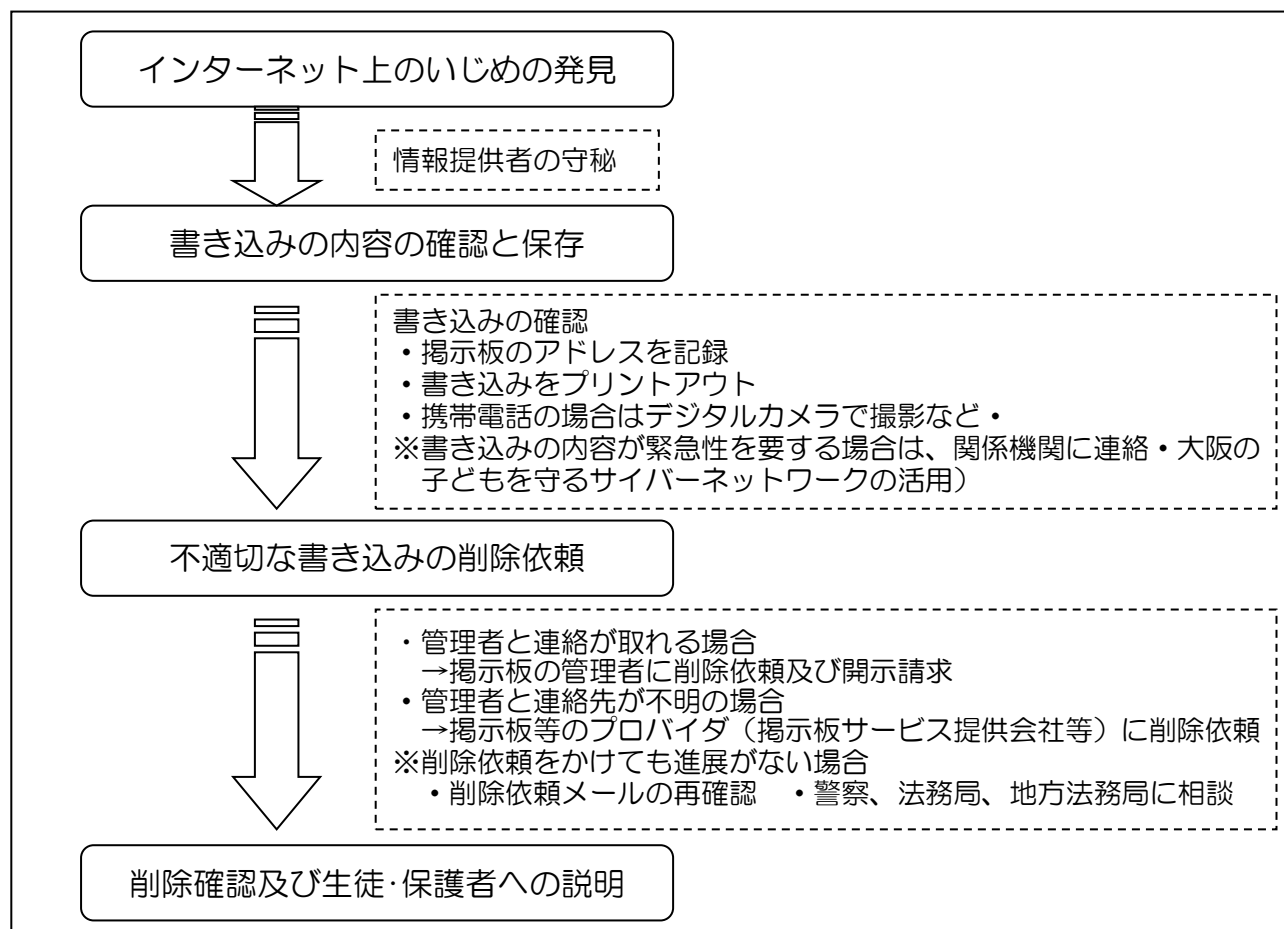
ネット上のいじめとは「パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。」であり、学校と保護者が緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。学校、保護者だけ解決が困難な事例については、警察等の専門機関との積極的に連携し対応する。

(1) 未然防止・早期発見

生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。「インターネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上

に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること等について、保護者会、学校通信など保護者への啓発に努める。また、早期発見のために、学校や家庭では、表情、行動の変化、生徒間の噂話など、小さなサインに気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、情報収集し事実の確認にあたる。

(2) ネット上の書き込みや画像などへの対応



V いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導部会」

毎週 1 回部会をもち、各学年の情報交換を実施し、学校としての方針のすり合わせを密に行う。また月 1 回、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての確認を行う。

② 「いじめ・不登校対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導部より 1 名で構成。必要に応じて担任や SC を交えることもある。定期的には隔月実施、緊急性を要する事案がある場合は臨時に実施するものとする。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに校長・教頭に

報告する。また状況によっては緊急生徒指導部会を開催し、迅速な対応を行う。さらに校長の指示により早急に支援体制をつくり対処する。

